

【次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画】

事業主行動計画（第9回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2029年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率90%以上

<対策>

- ①育児関連制度の周知および育児休業が取得しやすい風土を醸成することを目的とした研修を企画・立案・実施する
- ②育児関連制度を利用しやすい環境を作るためのガイドブックの作成・周知および制度利用事例を周知する

目標2：フルタイムで勤務する社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

<対策>

- ①時間外・休日労働時間が長時間となっている社員を、定期的にチェックし、その社員の所属長などに注意喚起をおこなう
- ②電子システムの導入などを通じて、業務効率化をはかる

目標3：多様な働き方を選択できる環境を整備する。

<対策>

- ①短時間勤務制度を含む育児関連制度を定期的に周知する
- ①在宅勤務制度をより利用しやすくするために社内ルールを変更する

目標 4：男性の育児休業取得期間を平均2週間以上にする。

<対策>

- ①育児関連制度の周知および育児休業が取得しやすい風土を醸成することを目的とした研修を企画・立案・実施する
- ②育児休業を取得する社員に対して、休業前・休業中・復職前の面談を実施するなどスムーズに復職しやすい環境作りを実施する
- ③育児休業を取得しやすい環境・風土をつくるために、育児関連制度を年1回周知する

目標 5：年次有給休暇の取得率を70%以上にする。

<対策>

- ①年次有給休暇の計画的付与制度により、年次有給休暇の取得促進を図る
- ②年次有給休暇の取得日数が少ない社員を把握し、その社員の上長に共有し取得を促すことで、年次有給休暇の取得促進を図る
- ③年次有給休暇の取得奨励日を周知することで年次有給休暇の取得促進を図る

目標 6：職業生活と家庭生活を両立しつつ、能力を発揮し活躍できる環境を整備する

<対策>

- ①職業生活と家庭生活の両立のためのキャリア形成、育児休業を取得する社員が発生する際の職場の対応などに資する情報を提供するための研修を企画・立案・実施する
- ②育児休業を取得する社員に対して、休業前・休業中・復職前の面談を実施するなどスムーズに復職しやすい環境作りを実施する
- ③育児休業を取得したことによって、長期的に処遇に悪影響が出ないようにするために人事評価の運用を変更する